

I 調査のしくみ

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国における製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基礎的資料を提供するものである。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される統計調査である。

3 調査の期日

平成 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の生産活動の実績について調査したものである。

4 調査の範囲

平成 25 年工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる大分類「E－製造業」に属する全事業所（国に属するものを除く）である。

5 調査における製造業の定義

- (1) 製造業とは、有機又は無機の物質に、物理的、化学的变化を加えて新製品（必ずしも完成品を意味するものでなく半製品も含まれる）を製造し、これを卸売する事業所をいう。また、ここでいう卸売とは、次の業務をいう。
- (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
- (イ) 産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。
- (ウ) 業務用に主として使用される商品（事務用機械、設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。
- (エ) 同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。
- (2) 他企業の所有に属する原材料に加工処理を行い、加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。ただし、直接個々の家庭消費者から加工を委託された場合は、製造業としない。
- (3) 修理を専業としている事業所は、製造業としない。ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機のオーバーホールを行う事業所については、過去 1 年間に製造行為を行わなくても、製造業とする。
- (4) 機械修理工場であっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。
- (5) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家取得物の原材料を使用して、製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者（1 年間に 180 日以上従事している者）がいる場合は、製造業とする。
- (6) 廃棄物を収集・分別し、処分場等へ運搬している事業所は、製造業としない。ただし、再

- 生可能な廃棄物に自ら加工処理を行い、有価物として出荷している場合は、製造業とする。
- (7) 新聞業、出版業は、日本産業分類の改訂に伴い、大分類「G-情報通信業」に分類されたため、平成14年の調査より調査の対象外となった。

6 調査の種類及び方法

- (1) 甲 調査……従業者30人以上の事業所
(2) 乙 調査……従業者29人以下の事業所

調査の方法は、自計申告によるもので、申告者は、事業所の管理責任者である。
調査票の配布及び収集は、次の三つの方法により行った。

- ①調査員調査：知事が任命する工業統計調査員が、本社一括調査及び国直轄調査対象事業所以外の事業所に対し、市町村長の指揮監督を受けて調査票を配布・回収する。
②本社一括調査：経済産業大臣が指定する本社一括調査企業に属する調査対象事業所に対し、経済産業省が直接調査票を配布・回収する。
③国直轄調査：前年の工業統計調査実施時点の従業者数が200人以上であった事業所に対し、経済産業省が直接調査票を配布・回収する。

7 集計事項の説明

- (1) 事業所数及び従業者数は、平成25年12月31日現在の数字である。
(2) 従業者数は、「常用労働者数」と「個人事業主」及び「無給家族従業者数」の合計である。
なお、常用労働者には、出向・派遣受入者を含むが、日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、平成25年11月と12月に、それぞれ18日以上雇われていない者は除く。
(3) 製造品出荷額等とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」及び「その他の収入額(修理料収入、転売収入など)」の合計額である。
なお、その他の収入額は製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査において追加された調査項目である。
(4) 現金給与総額とは、雇用者に対する「基本給」、「諸手当」、「期末賞与」、「退職金」、「解雇予告手当」、「出向・派遣受入者に係る支払額」及び「臨時雇用者に対する給与」など、すべての現金給与の合計である。
(5) 原材料使用額等とは、「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計である。
なお、「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」は製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。
(6) 在庫額とは、「製造品」、「半製品」、「仕掛品」、「原材料」、「燃料などで事業所の所有に属するもの」を帳簿価額によって記入したものである。また、原材料を他に支給して製造させた委託生産品(製造品、半製品、仕掛品)の在庫については、委託した工場の在庫に合算している。
(7) 有形固定資産のうち、取得額は、「購入」、「建設」、「自家製作」、「同一企業に属する他の事業所からの受け入れ」、又は「建設仮勘定からの振替」などによる増加額である。除却額とは、「売却」、「撤去」、「同一企業に属する他の事業所への引き渡し」、又は「滅失」による減少額

である。減価償却額は、「減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額」、「減価償却累計額として計上された額」である。

- (8) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。
- (9) 工業用地のうち敷地面積は、平成25年12月31日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積である。また、建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計であり、延べ建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。
- (10) 工業用水は、平成25年の1年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した1日当たり用水量である。

8 算式

本書に使用されている係数は、次の算式によっている。

(1) 生産額

製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(2) 付加価値額

(ア) 従業者30人以上

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額

※「消費税を除く内国消費税額」とは、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）」である。

(イ) 従業者29人以下

製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(3) 粗付加価値額

製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(4) 1事業所当たり製造品出荷額等

{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}÷事業所数

(5) 従業者1人当たり製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}÷従業者数

(6) 従業者1人当たり製造品出荷額等（従業者30人以上の事業所）

{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}÷（年間月平均常用労働者数＋個人事業主及び家族従業者数）

（※ 年間月平均常用労働者数＝常用労働者毎月末現在数の合計÷12）

(7) 従業者1人当たり現金給与総額

現金給与総額÷従業者数

(8) 現金給与率（従業者30人以上の事業所）

現金給与総額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}×100

- (9) 労働分配率（従業者 30 人以上の事業所）
現金給与総額 ÷ 付加価値額 × 100
- (10) 常用労働者のうち雇業者 1 人当たり現金給与額（従業者 30 人以上の事業所）
常用労働者のうち雇業者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与額 ÷ 常用労働者のうち雇業者数
- (11) 原材料率（従業者 30 人以上の事業所）
原材料使用額等 ÷ { 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) } × 100
- (12) 在庫投資額（従業者 30 人以上の事業所）
年末在庫額合計 - 年初在庫額合計
- (13) 在庫率（従業者 30 人以上の事業所）
年末在庫額合計 ÷ 製造品出荷額等 × 100
- (14) 有形固定資産年末現在高（従業者 30 人以上の事業所）
年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額
- (15) 有形固定資産投資総額（従業者 30 人以上の事業所）
取得額 + 建設仮勘定の増減額
- (16) 1 事業所当たり付加価値額
付加価値額 ÷ 事業所数
- (17) 付加価値生産性（従業者 30 人以上の事業所）
付加価値額 ÷ 従業者数
- (18) 付加価値率
付加価値額 ÷ { 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) } × 100
- (19) 推計消費税額
平成 13 年調査より、内国消費税額は消費税を除く調査としたことから、付加価値額及び粗付加価値額を算出するため新たに設けた「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて推計した。
- (ア) 従業者 30 人以上（甲票）で、有形固定資産、製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額及び原材料・燃料の在庫額の帳簿価額が「消費税込み」の場合
推計消費税額 = { 製造品出荷額 × (1 - 直接輸出比率) - (原材料使用額等 + 原材料及び燃料在庫増減額) - (土地を除く有形固定資産取得額 + 建設仮勘定増減額) } ÷ 1.05 × 0.05
- (イ) 従業者 30 人以上（甲票）で、有形固定資産、製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額及び原材料・燃料の在庫額の帳簿価額が「消費税抜き」の場合
推計消費税額 = [{ 製造品出荷額 × (1 - 直接輸出比率) - 原材料使用額等 } ÷ 1.05 - 原材料及び燃料在庫増減額 - (土地を除く有形固定資産取得額 + 建設仮勘定増減額)] × 0.05
- (ウ) 従業者 29 人以下の場合
推計消費税額 = { 製造品出荷額 × (1 - 直接輸出比率) - 原材料使用額等 } ÷ 1.05 × 0.05

9 利用上の注意

(1) この結果報告は、本市において独自集計したものであり、経済産業省並びに山形県から公表された数値と相違する場合があります。

(2) 平成 25 年 12 月 31 日現在において休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所等は除かれて集計されている。

(3) 産業分類について

① 日本標準産業分類の改訂について

日本標準産業分類の第 12 回改訂(平成 19 年 11 月 6 日総務省告示第 618 号)が実施されたことに伴い、平成 20 年調査より工業統計調査用産業分類も改正された。(別表 3 「産業中分類新旧対応表」)

② 産業中分類の略称について

産業中分類(以下「業種」ともいう。)は、別表 1 「産業中分類略称一覧表」の略称を用いた。

③ 「産業細分類別統計表」と「商品分類別・製造品・賃加工品統計表」について

工業統計調査において、産業分類は、原則として日本標準産業分類により行われているが、事業所を産業別に集計するための産業格付方法は、次のとおりである。

ア) 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所の場合は、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

また、複数の品目を製造加工している事業所の場合は、品目 6 桁番号の上 2 桁(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定し、次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号(小分類)、さらに 4 桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付とする。

イ) 特殊な方法

上記の方法以外に原材料、作業行程、機械設備等により産業を決定しているものがある。

したがって、中分類の異なるいくつかの品目を製造・加工している事業所は、その製造・加工品目中の代表性の高い中分類により産業格付が決定され、産業格付に使用された中分類品目以外の出荷額等も産業格付けされた中分類品目の出荷額等とみなされるため、同一の事業所であっても、年によっては、それぞれの製造・加工品目の出荷額等の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

「商品分類別・製造品・賃加工品統計表」は、それぞれの事業所の製造品及び賃加工品を品目別に集計したものであり、生産したすべての事業所が集計されているため「産業細分類別統計表」とは一致しない。

(4) 本書に掲載した数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。

(5) 本書中の符号等は次のとおりである。

〔 - 〕: 皆無又は該当のないもの

〔 … 〕: 不詳のもの

〔 0 〕: 単位未満のもの

〔 x 〕: 秘密の保持上秘匿したもの

イタリック数字: 近隣〔x〕の数値を含めたもの

この報告書に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

鶴岡市企画部情報企画課 統計調査担当

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 電話 0235(25)2111

(別表1) 産業中分類略称一覧表

分類番号	略称	産業中分類名	区分
09	食料	食料品製造業	生活関連・その他型産業
10	飲料等	飲料・たばこ・飼料製造業	生活関連・その他型産業
11	繊維	繊維工業	生活関連・その他型産業
12	木材	木材・木製品製造業(家具を除く)	基礎素材型産業
13	家具	家具・装備品製造業	生活関連・その他型産業
14	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	基礎素材型産業
15	印刷	印刷・同関連業	生活関連・その他型産業
16	化学	化学工業	基礎素材型産業
17	石油	石油製品・石炭製品製造業	基礎素材型産業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	基礎素材型産業
19	ゴム	ゴム製品製造業	基礎素材型産業
20	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	生活関連・その他型産業
21	土石	窯業・土石製品製造業	基礎素材型産業
22	鉄鋼	鉄鋼業	基礎素材型産業
23	非鉄	非鉄金属製造業	基礎素材型産業
24	金属	金属製品製造業	基礎素材型産業
25	はん用	はん用機械器具製造業	加工組立型産業
26	生産用	生産用機械器具製造業	加工組立型産業
27	業務用	業務用機械器具製造業	加工組立型産業
28	電子	電子部品・デバイス・電子回路製造業	加工組立型産業
29	電機	電気機械器具製造業	加工組立型産業
30	情報	情報通信機械器具製造業	加工組立型産業
31	輸送	輸送用機械器具製造業	加工組立型産業
32	その他	その他の製造業	生活関連・その他型産業

(別表2) 「中分類18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲に該当する製造品

製造品名	分類	製造品名	分類
写真・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三画定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

(別表3) 産業中分類新旧対応表

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年から)	
産業中分類番号	産業中分類名	産業中分類番号	産業中分類名
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業